

青森県報

号外第八十号

令和七年
九月二十九日
(月曜日)

目次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……一
○右 同……………(同) ……二
○右 同……………(同) ……二
○右 同……………(同) ……三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前

変 更 後

変更
年月日

DCMサンワ下田店
上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇
の三三三

DCM下田店
上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇
の三三三

令和
四・九・一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 宮古和義

青森市浜田二丁目一〇の二〇

三 届出年月日

令和七年九月十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

2 期間

令和七年九月二十九日から令和八年一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月二十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更
DCMサンワ柏店 つがる市柏上古川房田一四五の一	DCM柏店 つがる市柏上古川房田一四五の一	令和 四・九・一 年月日

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

三 届出年月日

令和七年九月十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びつがる市役所

2 期間

令和七年九月二十九日から令和八年一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月二十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン浪岡

青森市浪岡大字浪岡字松島一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目二二の七

代表取締役 石黒靖規

2 イオン東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 辻雅信

3 イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤久誠

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一 代表取締役 成田孝之	株式会社エコフレンドリージャパン 黒石市大字中川字篠村五一の一 代表取締役 成田孝之	令和 四・四・三
株式会社NHK 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	代表取締役 鈴木貞男	令和 六・二・二六
株式会社サンライズトレーディング 青森市大字平新田字池上五六の一 代表取締役 森直樹	代表取締役 森直樹	令和 六・六・二五
代表取締役 澤田宗士	株式会社ウイズワン 大阪府大阪市中央区南船場四丁目一〇の一八 代表取締役 澤田宗士	令和 七・六・一

令和七年九月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年九月二十九日から令和八年一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年一月二十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年九月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン弘前樋の口 弘前市大字樋の口二丁目九の六				二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 1 DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規 2 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 加藤久誠				三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名			
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	変更後	変更日	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	変更後	変更日	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一三 代表取締役 指田努	変更なし	変更後	変更日
株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原孝至	変更なし	変更後	変更日	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊七本松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更なし	変更後	令和 三・八・二四	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊七本松二七の一 代表取締役 江尻英介	変更なし	変更後	令和 三・八・二四

株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし	令和 五・一・三
株式会社ブルービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	―	令和 五・三・三
株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目一二の八 代表取締役 夏目俊紀	―	七・二・六
株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 藤原祐介	―	三・五・二〇
株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一六 代表取締役 杉山忠雄	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一六 代表取締役 町野雅俊	五・三・八
株式会社メガネスーパー 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九の一 N E W S 日本橋堀留町六階 代表取締役 星崎尚彦	株式会社メガネスーパー 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九の一 N E W S 日本橋堀留町六階 代表取締役 松本大輔	(所在地) 令和 三・六・三 (代表者) 令和 六・五・二四
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田裕史	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 平川雅隆	―
株式会社菊池薬店 弘前市大字土手町一八 代表取締役 菊池清長	変更なし	―
株式会社大創産業 広島県広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	―

四 届出年月日
令和七年九月十日

五 届出書の縦覧
場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

株式会社KーGOLDインターナショナル 青森県弘前市中区西丘町二七六の五 代表取締役 横田光夫	株式会社KーGOLDインターナショナル 青森県弘前市中央区西丘町二七六の五 代表取締役 久保田創	(所在地) 令和六・一・一 (代表者) 令和五・二・一
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 佐々木圭	令和六・五・三
株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二間屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川雄飛	変更なし	
株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 廣瀬淳	変更なし	
北信テック株式会社 北海道函館市大川町八の二六 代表取締役 小甲徳之	令和六・一・三	
株式会社Aーテレコム 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	令和四・一・三	
	株式会社エムデジ 北海道小樽市新光一丁目一一の一 代表取締役 佐藤正嗣	令和六・三・一
	maテレコム株式会社 東京都江東区豊洲三丁目二の二四 代表取締役 中村孝裕	令和四・二・一
	株式会社ビジネスサービス 青森市新町二丁目六の二九 代表取締役 山下雄二	令和三・六・三

- 2 期間
令和七年九月二十九日から令和八年一月二十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
令和八年一月二十九日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭